

平成30年度

健全化判断比率及び
資金不足比率報告書

福岡市

報告第 36 号

健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、平成 30 年度健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の審査意見を付けて報告する。

令和元年 9 月 12 日

福岡市長 高島 宗一郎

平成 30 年度健全化判断比率報告書

(単位：%)

区 分	実質赤字比率	連結実質赤字 比 率	実質公債費 比 率	将来負担比率
比 率	—	—	11.0	123.2
早期健全化基準	11.25	16.25	25.0	400.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

平成 30 年度資金不足比率報告書

(単位：%)

会 計 名	比 率	経営健全化基準
福岡市モーターボート競走事業会計	—	20.0
福岡市下水道事業会計	—	
福岡市水道事業会計	—	
福岡市工業用水道事業会計	—	
福岡市高速鉄道事業会計	—	
福岡市集落排水事業特別会計	—	
福岡市中央卸売市場特別会計	—	
福岡市港湾整備事業特別会計	—	
福岡市営渡船事業特別会計	—	

平成30年度

健全化判断比率
及び資金不足比率
審査意見書

福岡市監査委員

監事第68-001号

令和元年8月23日

福岡市長 高島 宗一郎 様

福岡市監査委員 平 畑 雅 博

同 松 野 隆

同 谷 山 昭

同 篠 原 俊

平成30年度健全化判断比率及び資金不足比率審査意見に
ついて

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された平成30年度健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見を提出する。

目 次

第 1	審査の対象	1
第 2	審査の方法	1
第 3	審査の期間	1
第 4	審査の結果	1
1	意見	1
2	健全化判断比率の状況	3
(1)	実質赤字比率について	5
(2)	連結実質赤字比率について	6
(3)	実質公債費比率について	8
(4)	将来負担比率について	10
ア	将来負担比率の状況	10
イ	将来負担額	11
ウ	充当可能財源等	11
3	資金不足比率の状況	15
[参考]	算定の基礎となる事項を記載した書類	21

凡 例

- 1 文中に用いる金額は千円単位で表示している。
- 2 文中に用いる比率（％）は、国の算定基準に基づいている。
- 3 各表中の符号の用法は次のとおりである。
 - 「－」 …… 皆無又は該当数値なし
 - 「0」 …… 該当数値はあるが、単位未満のもの
- 4 各表中、負の値となるものは値の前に「△」を付している。
- 5 用語の定義等は特段の定めがある場合を除き、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則の定めるところによる。

平成30年度 健全化判断比率及び資金不足比率

第1 審査の対象

平成30年度健全化判断比率(実質赤字比率, 連結実質赤字比率, 実質公債費比率, 将来負担比率)及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の方法

各比率について, その算定の基礎となる事項を記載した書類の照合点検並びに所要の事情聴取等を行い, 計数の正確性について審査した。

第3 審査の期間

令和元年7月2日から同年8月16日まで

第4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は, 上記方法により審査した結果, いずれも法令等に準拠して作成され, その結果は, 適正であると認められた。

意見及び各比率の状況は, 次のとおりである。

1 意見

平成30年度決算に基づく実質赤字比率及び連結実質赤字比率については, 前年度と同様に黒字のため, 各比率は発生していない。

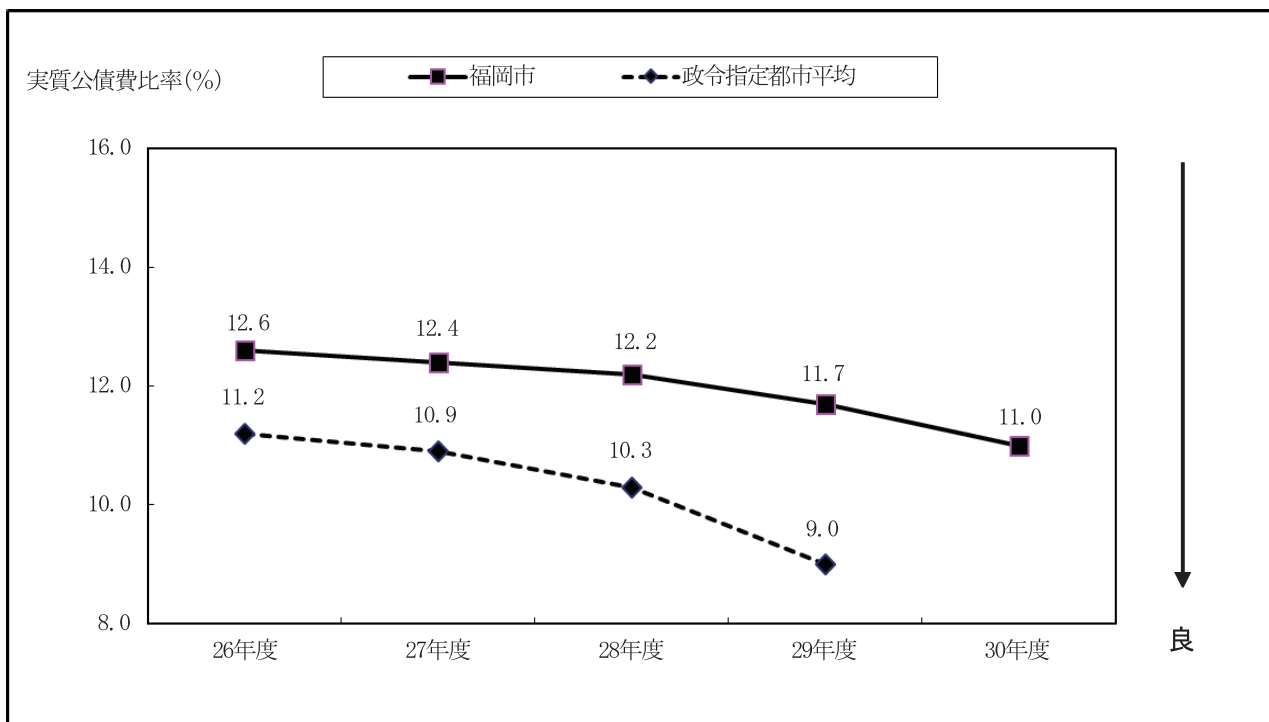
実質公債費比率及び将来負担比率については, 実質公債費比率は11.0%で, 前年度と比較して0.7ポイント改善し, 将来負担比率は123.2%で, 前年度と比較して12.3ポイント改善している。両比率とも早期健全化基準を下回っており, 市債残高の減少等に伴い年々改善しているが, 他の政令指定都市と比較すると依然として高い水準にあり, 引き続き改善を図っていく必要がある。両比率の5か年の推移は, 次頁のグラフのとおりである。

また, 資金不足比率については, すべての公営企業会計において資金不足は生じていないため, 比率は発生していない。

本市の財政状況は, 歳入面では, 市税収入が6年連続で過去最高を更新しているものの, 今後, 財政の自主性や弾力性を高める一般財源の大幅な伸びは期待できず, 歳出面では, 高齢化の進展などに伴い増加する社会保障関係費や, 公共施設等の老朽化の進行による改修・修繕等に係る経費の増大が見込まれている。

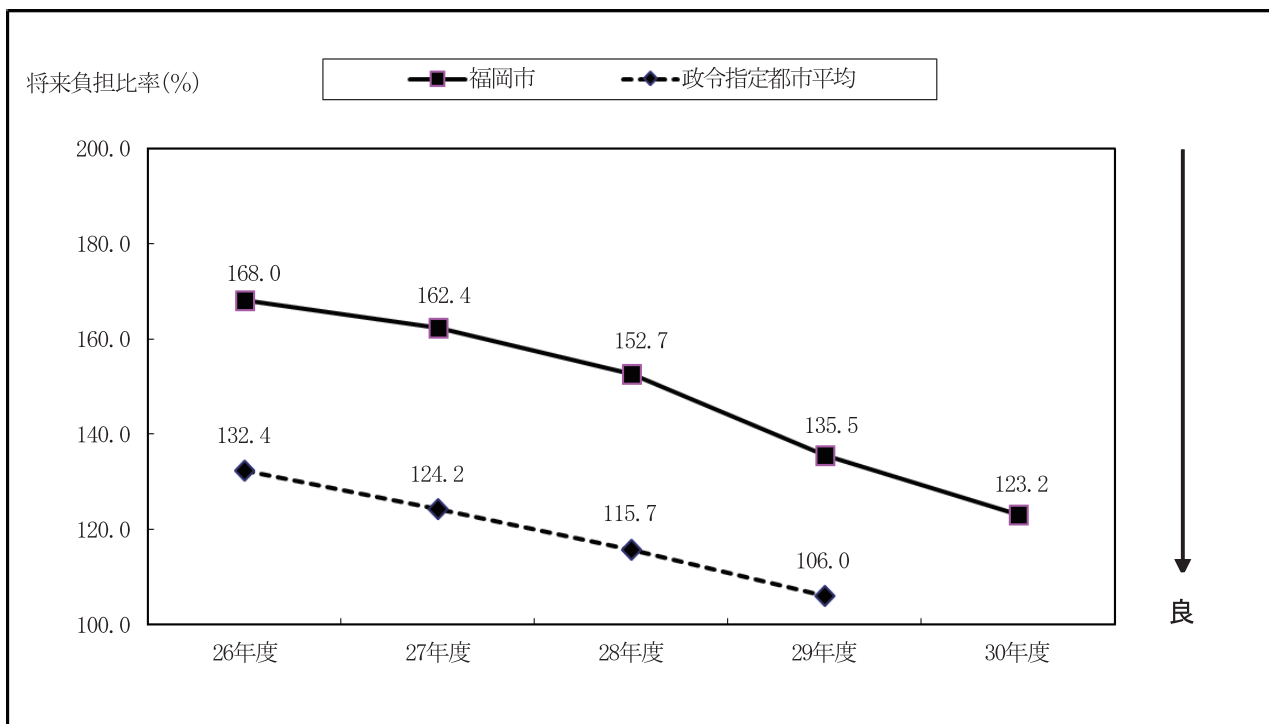
このような状況を踏まえ, 今後とも「財政運営プラン」に基づき, 財源の確保や既存事業の見直し, 市債発行の抑制等による市債残高の着実な縮減などにより, 財政規律を維持し, 財政健全化に一層努められたい。

実質公債費比率の推移（5か年）



※ 平成29年度決算における実質公債費比率の政令指定都市(20都市)平均は9.0%で、本市は良い方から15番目である。

将来負担比率の推移（5か年）



※ 平成29年度決算における将来負担比率の政令指定都市(20都市)平均は106.0%で、本市は良い方から14番目である。

2 健全化判断比率の状況

(解説)

健全化判断比率とは、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づいて算定される実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの財政指標の総称である。

地方公共団体は、この健全化判断比率のいずれかが一定基準以上となった場合には、財政健全化計画又は財政再生計画を策定し、財政の健全化を図らなければならない。

健全化判断比率の実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、黒字のため発生していない。また、実質公債費比率は11.0%、将来負担比率は123.2%となっており、いずれも早期健全化基準を下回っている。

当年度の健全化判断比率の状況は、次表のとおりである。

(単位：%)

区 分		実 質 赤 字 率	連 結 実 質 赤 字 率	実 質 公 債 費 率	将 来 負 担 率
比 率	30年度	—	—	11.0	123.2
	29年度	—	—	11.7	135.5
	対前年度増減	—	—	△ 0.7	△ 12.3
早期健全化基準		11.25	16.25	25.0	400.0
財政再生基準		20.0	30.0	35.0	

(注) 比率が発生していないものについては、「—」で表示している。

各指標の適用範囲は、次表のとおりである。

本市会計等に係る各指標の適用範囲

健全化法	福岡市の会計等区分	各指標の適用範囲			
一般会計等	<ul style="list-style-type: none"> ○一般会計 ○母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計 ○伊都土地区画整理事業特別会計 ○香椎駅周辺土地区画整理事業特別会計 ○公共用地先行取得事業特別会計 ○市立病院機構病院事業債管理特別会計 ○市債管理特別会計 				
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	<ul style="list-style-type: none"> ○後期高齢者医療特別会計 ○国民健康保険事業特別会計 ○介護保険事業特別会計 ○駐車場特別会計 				
公営企業会計	<p style="text-align: center;">【法適用企業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○モーターボート競走事業会計 ○下水道事業会計 ○水道事業会計 ○工業用水道事業会計 ○高速鉄道事業会計 <p style="text-align: center;">【法非適用企業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○集落排水事業特別会計 ○中央卸売市場特別会計 ○港湾整備事業特別会計 ○市営渡船事業特別会計 				
一部事務組合 ・ 広域連合	<ul style="list-style-type: none"> ○福岡地区水道企業団 ○北筑昇華苑組合 ○福岡都市圏南部環境事業組合 ○福岡県自治振興組合 ○福岡都市圏広域行政事業組合 ○粕屋郡粕屋町外1市水利組合 ○福岡県後期高齢者医療広域連合 ○糟屋郡篠栗町外1市五町財産組合 				
地方独立 行政法人 ・ 地方三公社 ・ 第三セクター等	<ul style="list-style-type: none"> ○福岡北九州高速道路公社 ○福岡市土地開発公社 ○福岡市立病院機構 ○福岡市施設整備公社 ○福岡コンベンションセンター ○福岡市水産加工公社 ○福岡県信用保証協会 ○福岡市教育振興会 				

- (注) 1 資金不足比率については、公営企業会計ごとに算定。
 2 法適用企業とは、地方公営企業法の規定の全部又は一部を適用する企業をいう。
 法非適用企業とは、地方財政法第6条に規定する政令で定める公営企業のうち法適用企業以外のものをいう。
 3 財産区特別会計は、上記指標の対象外。

(1) 実質赤字比率について

(解説)

実質赤字比率とは、当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模(地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すものであり、普通交付税の算定を行う際に算出される。)に対する比率であり、地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標である。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字額
- ・実質赤字額＝繰上充用額＋(支払繰延額＋事業繰越額)

当年度の一般会計等における実質収支額は黒字のため、実質赤字比率は発生していない。
当年度の実質赤字比率の状況は、次表のとおりである。

(単位：千円)

会 計 名		実 質 収 支 額			
		30年度	29年度	対前年度増減	
一 般 会 計 等	一 般 会 計	9,970,591	9,054,407	916,184	
	一 般 会 計 等 に 属 す る 特 別 会 計	母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	—	—	—
		伊都土地区画整理事業特別会計	—	—	—
		香椎駅周辺土地区画整理事業特別会計	—	—	—
		公共用地先行取得事業特別会計	—	—	—
		市立病院機構病院事業債管理特別会計	—	—	—
	市債管理特別会計	—	—	—	
合 計	9,970,591	9,054,407	916,184		
標準財政規模	419,057,590	414,380,729	4,676,861		
実質赤字比率(%)		—	—	—	

(2) 連結実質赤字比率について

(解説)

連結実質赤字比率とは、公営企業会計を含む当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率であり、すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標である。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

・連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額

イ 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額

ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額

ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額

ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金不足額・剰余額の合計額

当年度の一般会計等における実質収支額、一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計の実質収支額及び公営企業会計における資金不足額・剰余額の合計は黒字のため、連結実質赤字比率は発生していない。

当年度の連結実質赤字比率の状況は、次表のとおりである。

(単位：千円)

会 計 名		実 質 収 支 額			
		30年度	29年度	対前年度増減	
一 般 会 計 等	一 般 会 計		9,970,591	9,054,407	916,184
	一 般 会 計 等 に 属 す る 特 別 会 計	母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	—	—	—
		伊都土地地区画整理事業特別会計	—	—	—
		香椎駅周辺土地地区画整理事業特別会計	—	—	—
		公共用地先行取得事業特別会計	—	—	—
		市立病院機構病院事業債管理特別会計	—	—	—
		市債管理特別会計	—	—	—
小 計 (A)		9,970,591	9,054,407	916,184	
計 会 業 の 外 一 般 会 計 に 係 る 特 別 会 計 以 外 の 特 別 会 計	後期高齢者医療特別会計		107,241	93,905	13,336
	国民健康保険事業特別会計		3,749,012	4,875,667	△ 1,126,655
	介護保険事業特別会計		701,975	682,150	19,825
	駐車場特別会計		23,097	—	23,097
小 計 (B)		4,581,325	5,651,722	△ 1,070,397	
公 営 企 業 会 計 名		資金不足額・剰余額			
		30年度	29年度	対前年度増減	
法 適 用 企 業	事 宅 地 造 外 成	モーターボート競走事業会計	10,575,794	9,629,747	946,047
		下水道事業会計	14,747,155	14,169,743	577,412
		水道事業会計	8,176,625	7,026,965	1,149,660
		工業用水道事業会計	300,601	255,731	44,870
		高速鉄道事業会計	—	—	—
法 非 適 用 企 業	事 宅 地 造 外 成	集落排水事業特別会計	—	—	—
		中央卸売市場特別会計	—	—	—
		市営渡船事業特別会計	—	—	—
	成 宅 地 造	港湾整備事業特別会計	—	—	—
小 計 (C)		33,800,175	31,082,186	2,717,989	
合 計 (A+B+C)		48,352,091	45,788,315	2,563,776	
標準財政規模		419,057,590	414,380,729	4,676,861	
連結実質赤字比率(%)		—	—	—	

(注) 1 一般会計等とは、地方公共団体が設置する会計のうち、一般会計と次の2と3のいずれにも属さない特別会計をいう。

2 一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計とは、事業の実施に伴う収入をもって当該事業に要する費用を賄うべき事業(地方公営企業法を適用していない事業に限る。)に係る特別会計をいう。

3 公営企業会計とは、法適用企業(地方公営企業法の規定の全部又は一部を適用する企業)に係る特別会計及び法非適用企業(地方財政法第6条に規定する政令で定める公営企業のうち法適用企業以外のもの)に係る特別会計をいう。

(3) 実質公債費比率について

(解説)

実質公債費比率とは、当該地方公共団体の地方債の元利償還金及び準元利償還金に要する一般財源の合計額が、標準財政規模を基本とした額に対する比率であり、直近3か年の平均値を用いる。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(A + B) - (C + D)}{E - D}$$

- A：地方債の元利償還金(繰上償還等を除く。) ①
 B：地方債の元利償還金に準ずるもの(準元利償還金) ②+③+④+⑤+⑥+⑦
 C：元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源 ⑧
 D：地方債に係る元利償還に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額(算入公債費の額)及び準元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額(算入準公債費の額) ⑨+⑩+⑪
 E：標準的な規模の収入の額(標準財政規模) ⑫+⑬+⑭

当年度の実質公債費比率(3か年平均)は、11.0%となっており、早期健全化基準25.0%を下回っている。

(単位：%)

区 分	実質公債費比率 (単年度)	実質公債費比率 (3か年平均)		
30年度	10.48982	11.0	11.7	12.2
29年度	10.59220			
28年度	12.13478			
27年度	12.50026	11.0	11.7	12.2
26年度	11.98371			

(単位：千円)

区 分	30年度	29年度	28年度
①元利償還金の額(繰上償還額等を除く。)	54,736,722	53,911,569	53,036,221
小 計 (A) = ①	54,736,722	53,911,569	53,036,221
②積立不足額を考慮して算定した額	2,260,625	2,773,057	4,499,867
③満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金に相当するもの(年度割相当額)	41,622,271	43,099,017	43,494,658
④公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金	25,284,368	26,072,828	24,939,065
⑤一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	202,871	69,785	168,915
⑥公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	4,049,769	2,897,161	2,773,442
⑦一時借入金の利子	8,130	10,635	28,838
小 計 (B) = ②+③+④+⑤+⑥+⑦	73,428,034	74,922,483	75,904,785
⑧特定財源の額	29,278,394	28,936,996	29,327,990
小 計 (C) = ⑧	29,278,394	28,936,996	29,327,990
⑨事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	23,521,975	25,148,807	26,613,315
⑩災害復旧費等に係る基準財政需要額	36,437,689	36,066,244	35,517,295
⑪密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金及び準元利償還金(ただし、④～⑦に係るものは、地方債の元利償還額を基礎として算入されたものに限る。)	1,405,383	1,424,939	1,472,832
小 計 (D) = ⑨+⑩+⑪	61,365,047	62,639,990	63,603,442
⑫標準税収入額等	346,062,531	335,456,276	302,537,601
⑬普通交付税額	33,357,371	36,892,235	26,605,331
⑭臨時財政対策債発行可能額	39,637,688	42,032,218	31,207,369
小 計 (E) = ⑫+⑬+⑭	419,057,590	414,380,729	360,350,301
分 子 (A+B) - (C+D)	37,521,315	37,257,066	36,009,574
分 母 (E) - (D)	357,692,543	351,740,739	296,746,859

(4) 将来負担比率について

ア 将来負担比率の状況

(解説)

将来負担比率とは、地方債残高に加え、地方公社に対する債務保証や第三セクター等に対する損失補償等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債が、標準財政規模を基本とした額に対する比率であり、地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標である。

$$\begin{array}{l} \text{(算定式)} \\ \text{将来負担比率} = \frac{\text{A} - \text{B}}{\text{C} - \text{D}} \end{array}$$

A : 将来負担額 (A)

B : 充当可能財源等 (B)

C : 標準財政規模 (419,057,590千円)

D : 算入公債費等の額 (61,365,047千円)

当年度の将来負担比率は、123.2%となっており、早期健全化基準400.0%を下回っている。

(単位：%)

30年度	29年度	対前年度増減
123.2	135.5	△ 12.3

イ 将来負担額 (内訳は12～14ページ)

(単位：千円)

区 分	金 額		
	30年度	29年度	対前年度増減
地方債の現在高	1,409,307,179	1,413,133,142	△ 3,825,963
債務負担行為に基づく支出予定額	32,523,738	22,028,417	10,495,321
公営企業債等繰入見込額	285,198,485	300,919,059	△ 15,720,574
組合負担等見込額	3,746,767	3,919,242	△ 172,475
退職手当負担見込額	92,791,290	103,136,005	△ 10,344,715
設立法人の負債額等負担見込額	18,601,627	17,356,446	1,245,181
地方道路公社	—	—	—
土地開発公社	—	—	—
地方独立行政法人	—	—	—
第三セクター等	18,601,627	17,356,446	1,245,181
連結実質赤字額	—	—	—
組合連結実質赤字額負担見込額	—	—	—
計(A)	1,842,169,086	1,860,492,311	△ 18,323,225

ウ 充当可能財源等

(単位：千円)

区 分	金 額		
	30年度	29年度	対前年度増減
充当可能基金	256,369,538	239,456,486	16,913,052
充当可能特定歳入	293,341,975	295,295,188	△ 1,953,213
うち都市計画税	198,308,170	198,752,126	△ 443,956
基準財政需要額算入見込額	851,505,930	848,786,671	2,719,259
計(B)	1,401,217,443	1,383,538,345	17,679,098

《 将来負担額の内訳 》

(ア) 地方債の現在高

(単位：千円)

区 分	平成30年度	平成29年度	対前年度増減
一 般 会 計	1,362,112,571	1,363,829,955	△ 1,717,384
母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	5,116,512	5,160,939	△ 44,427
伊都土地区画整理事業特別会計	11,219,060	11,794,629	△ 575,569
香椎駅周辺土地区画整理事業特別会計	15,492,720	15,175,059	317,661
公共用地先行取得事業特別会計	413,142	550,856	△ 137,714
市立病院機構病院事業債管理特別会計	14,953,174	16,621,704	△ 1,668,530
合 計	1,409,307,179	1,413,133,142	△ 3,825,963

(イ) 債務負担行為に基づく支出予定額

(単位：千円)

区 分	平成30年度	平成29年度	対前年度増減
福岡市土地開発公社が 先行取得した土地の取得	3,086,070	3,932,947	△ 846,877
葬祭場再整備事業に伴う 葬祭場用建物等の取得	1,826,492	2,107,172	△ 280,680
一般廃棄物中間処理委託（新東部工場）	1,977,619	3,296,032	△ 1,318,413
香椎副都心土地区画整理事業	2,150,308	2,445,124	△ 294,816
学校給食センター整備運営事業 （第1センター）	1,770,599	1,932,696	△ 162,097
福岡市立東部地域小学校 空調整備PFI事業	222,675	245,647	△ 22,972
福岡市立西部地域小学校 空調整備PFI事業	226,632	249,955	△ 23,323
学校給食センター整備運営事業 （第2センター）	2,773,822	2,997,648	△ 223,826
福岡市立東部地域中学校 空調整備PFI事業	139,837	153,283	△ 13,446
福岡市立西部地域中学校 空調整備PFI事業	168,590	184,711	△ 16,121
科学館整備運営事業	3,745,845	4,483,202	△ 737,357
総合体育館整備運営事業	9,614,481	—	9,614,481
美術館リニューアル事業	4,820,768	—	4,820,768
合 計	32,523,738	22,028,417	10,495,321

(ウ) 公営企業債等繰入見込額

(単位：千円)

区 分	平成30年度	平成29年度	対前年度増減
モーターボート競走事業会計	—	—	—
下水道事業会計	187,272,106	189,519,307	△ 2,247,201
水道事業会計	1,568,235	1,868,005	△ 299,770
工業用水道事業会計	—	—	—
高速鉄道事業会計	82,655,240	86,787,617	△ 4,132,377
集落排水事業特別会計	1,656,721	1,683,707	△ 26,986
中央卸売市場特別会計	11,243,028	20,341,423	△ 9,098,395
港湾整備事業特別会計	—	—	—
市営渡船事業特別会計	746,202	524,523	221,679
介護保険事業特別会計	—	—	—
駐車場特別会計	56,953	194,477	△ 137,524
合 計	285,198,485	300,919,059	△ 15,720,574

(エ) 組合負担等見込額

(単位：千円)

区 分	平成30年度	平成29年度	対前年度増減
福岡地区水道企業団	—	3,498	△ 3,498
北筑昇華苑組合	10,407	14,227	△ 3,820
福岡都市圏南部環境事業組合	3,736,360	3,901,517	△ 165,157
合 計	3,746,767	3,919,242	△ 172,475

(オ) 退職手当負担見込額

(単位：千円)

区 分	平成30年度	平成29年度	対前年度増減
退職手当負担見込額	92,791,290	103,136,005	△ 10,344,715

(カ) 設立法人の負債額等負担見込額

(単位：千円)

区 分	平成30年度	平成29年度	対前年度増減
福岡北九州高速道路公社	—	—	—
福岡市土地開発公社	—	—	—
福岡市立病院機構	—	—	—
福岡市施設整備公社	14,372,809	12,190,940	2,181,869
福岡コンベンションセンター	2,067,894	2,608,384	△ 540,490
福岡市水産加工公社	145,855	293,455	△ 147,600
福岡県信用保証協会	1,426,436	1,667,522	△ 241,086
福岡市教育振興会	588,633	596,145	△ 7,512
合 計	18,601,627	17,356,446	1,245,181

3 資金不足比率の状況

(解説)

資金不足比率とは、当該地方公共団体の公営企業会計ごとの資金の不足額の、事業の規模に対する比率であり、公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入等の規模と比較して算定し、経営状態の悪化の度合いを示す指標である。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

・資金の不足額(法適用企業) = (流動負債 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 流動資産) - 解消可能資金不足額

・資金の不足額(法非適用企業) = (繰上充用額 + 支払繰延額・事業繰越額 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高) - 解消可能資金不足額

※解消可能資金不足額: 事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。

※宅地造成事業を行う公営企業については、土地の評価に係る流動資産の算定等に関する特例がある。

当年度は、すべての公営企業会計において資金不足は生じていないため、資金不足比率は発生していない。

なお、高速鉄道事業会計においては、流動負債が流動資産を超過しているが、法令の規定により解消可能資金不足額を算入することで、資金不足は生じていない。

当年度の公営企業会計における資金不足比率は、次表のとおりである。

(単位: %)

会計名	比率			経営健全化基準
	30年度	29年度	対前年度増減	
モーターボート競走事業会計	—	—	—	20.0
下水道事業会計	—	—	—	
水道事業会計	—	—	—	
工業用水道事業会計	—	—	—	
高速鉄道事業会計	—	—	—	
集落排水事業特別会計	—	—	—	
中央卸売市場特別会計	—	—	—	
港湾整備事業特別会計	—	—	—	
市営渡船事業特別会計	—	—	—	

各公営企業会計の資金不足比率等の状況

(1) モーターボート競走事業会計（法適用）

（単位：千円）

区 分	30年度	29年度	対前年度増減
流動負債(a) ※控除企業債等を除く	1,908,988	1,984,999	△ 76,011
算入地方債現在高(b)	—	—	—
流動資産(c) ※控除財源を除く	12,484,782	11,614,746	870,036
資金不足額(A=a+b-c)	△ 10,575,794	△ 9,629,747	△ 946,047
事業規模(B)	44,983,333	47,556,956	△ 2,573,623
資金不足比率(A/B×100)(%)	—	—	—
経営健全化基準(%)	20.00	20.00	

当年度は、資金不足額(A)が△105億7,579万4千円となり、資金不足は生じていない。

(2) 下水道事業会計（法適用）

（単位：千円）

区 分	30年度	29年度	対前年度増減
流動負債(a) ※控除企業債等を除く	17,158,662	17,169,263	△ 10,601
算入地方債現在高(b)	—	—	—
流動資産(c) ※控除財源を除く	31,905,817	31,339,006	566,811
資金不足額(A=a+b-c)	△ 14,747,155	△ 14,169,743	△ 577,412
事業規模(B)	43,773,493	44,017,288	△ 243,795
資金不足比率(A/B×100)(%)	—	—	—
経営健全化基準(%)	20.00	20.00	

当年度は、資金不足額(A)が△147億4,715万5千円となり、資金不足は生じていない。

(3) 水道事業会計（法適用）

（単位：千円）

区 分	30年度	29年度	対前年度増減
流動負債(a) ※控除企業債等を除く	7,563,838	7,767,394	△ 203,556
算入地方債現在高(b)	—	—	—
流動資産(c) ※控除財源を除く	15,740,463	14,794,359	946,104
資金不足額(A=a+b-c)	△ 8,176,625	△ 7,026,965	△ 1,149,660
事業規模(B)	32,116,729	32,057,902	58,827
資金不足比率(A/B×100)(%)	—	—	—
経営健全化基準(%)	20.00	20.00	

当年度は、資金不足額(A)が△81億7,662万5千円となり、資金不足は生じていない。

(4) 工業用水道事業会計（法適用）

（単位：千円）

区 分	30年度	29年度	対前年度増減
流動負債(a) ※控除企業債等を除く	235,785	128,439	107,346
算入地方債現在高(b)	—	—	—
流動資産(c) ※控除財源を除く	536,386	384,170	152,216
資金不足額(A=a+b-c)	△ 300,601	△ 255,731	△ 44,870
事業規模(B)	222,342	220,215	2,127
資金不足比率(A/B×100)(%)	—	—	—
経営健全化基準(%)	20.00	20.00	

当年度は、資金不足額(A)が△3億60万1千円となり、資金不足は生じていない。

(5) 高速鉄道事業会計（法適用）

（単位：千円）

区 分	30年度	29年度	対前年度増減
流動負債(a) ※控除企業債等を除く	14,580,305	13,097,016	1,483,289
算入地方債現在高(b)	—	—	—
流動資産(c) ※控除財源を除く	8,243,840	1,423,301	6,820,539
解消可能資金不足額(d)	40,135,841	34,742,192	5,393,649
資金不足額(A=a+b-c-d) ※A<0のときA=0	0	0	0
事業規模(B)	30,945,460	30,118,508	826,952
資金不足比率(A/B×100)(%)	—	—	—
経営健全化基準(%)	20.00	20.00	

当年度は、解消可能資金不足額を算入した結果、資金不足は生じていない。

(6) 集落排水事業特別会計（法非適用）

（単位：千円）

区 分	30年度	29年度	対前年度増減
歳出額(a)	602,308	689,820	△ 87,512
算入地方債現在高(b)	—	—	—
歳入額(c) ※翌年度に繰り越すべき財源を除く	602,308	689,820	△ 87,512
資金不足額(A=a+b-c)	0	0	0
事業規模(B)	33,037	39,018	△ 5,981
資金不足比率(A/B×100)(%)	—	—	—
経営健全化基準(%)	20.00	20.00	

当年度は、資金不足額(A)が0円となり、資金不足は生じていない。

(7) 中央卸売市場特別会計（法非適用）

（単位：千円）

区 分	30年度	29年度	対前年度増減
歳出額(a)	25,875,126	9,910,855	15,964,271
算入地方債現在高(b)	—	—	—
歳入額(c) ※翌年度に繰り越すべき財源を除く	25,875,126	9,910,855	15,964,271
資金不足額(A=a+b-c)	0	0	0
事業規模(B)	2,191,835	2,195,309	△ 3,474
資金不足比率(A/B×100)(%)	—	—	—
経営健全化基準(%)	20.00	20.00	

当年度は、資金不足額(A)が0円となり、資金不足は生じていない。

(8) 港湾整備事業特別会計（法非適用）

（単位：千円）

区 分	30年度	29年度	対前年度増減
歳出額(a)	11,812,578	19,633,434	△ 7,820,856
算入地方債現在高(b)	—	—	—
歳入額(c) ※翌年度に繰り越すべき財源を除く	12,244,468	19,779,942	△ 7,535,474
土地収入見込額(d)	4,083,402	6,459,945	△ 2,376,543
地方債残高(e)	76,018,000	74,686,000	1,332,000
資金不足額(A=a+b-c-d) ※A<0のとき資金剰余額(A')を算定する	0	0	0
資金剰余額(A'=a+b-c-d+e) ※A'>0のときA'=0			
事業規模(B)	6,852,967	12,048,560	△ 5,195,593
資金不足比率(A/B×100)(%)	—	—	—
経営健全化基準(%)	20.00	20.00	

宅地造成事業を行う特別会計については、法令の規定により資金不足額の算定法と資金剰余額の算定法がそれぞれ定められており、当年度は、資金不足は生じていない。

(9) 市営渡船事業特別会計（法非適用）

（単位：千円）

区 分	30年度	29年度	対前年度増減
歳出額(a)	1,567,537	1,487,220	80,317
算入地方債現在高(b)	—	—	—
歳入額(c) ※翌年度に繰り越すべき財源を除く	1,567,537	1,487,220	80,317
資金不足額(A=a+b-c)	0	0	0
事業規模(B)	396,842	368,895	27,947
資金不足比率(A/B×100)(%)	—	—	—
経営健全化基準(%)	20.00	20.00	

当年度は、資金不足額(A)が0円となり、資金不足は生じていない。

[参考] 算定の基礎となる事項を記載した書類

算定の基礎となる事項を記載した主な書類は、次のとおりである。

- 福岡市歳入歳出決算書
- 福岡市歳入歳出決算事項別明細書
- 福岡市実質収支に関する調書
- 福岡市財産に関する調書
- 福岡市基金の運用状況に関する調書
- 福岡市公営企業各会計の決算書及び事業報告書等附属書類
- 地方交付税算定台帳
- 公債台帳
- 地方財政状況調査表